

どこまで広がるマイナンバー利用

[1]今国会提出の利用拡大法案

(1)マイナンバーカード情報スマホ搭載等 (2)在留カードとの一体化

[2]マイナ保険証の目ざす医療・健康・介護情報の共有

[3]身辺調査法で懸念されるマイナンバー制度の利用



今国会のマイナンバー制度関係の法改正の特徴

▼2023年度改正は、制度の根幹にかかわる重要な改正だった

- ・マイナンバーの利用事務を、税・社会保障・災害対策の3分野以外の行政分野での利用に拡大
国家資格管理、在留管理等への利用拡大
- ・マイナンバー制度の個人情報保護措置である、利用・提供の法定主義を崩す
法定事務に「準ずる事務」で利用可能に
提供事務の法定(別表第2)を廃止し、利用事務であれば提供可能に

▼本年度の法改正は、手直しの内容だが

次期個人番号カード(2026年～)への転換の出発点的内容

※次期個人番号カードタスクフォース最終とりまとめ(2024年3月18日)

◎デジタル社会形成基本法改正案

- ・性別の券面表記からの削除
本人確認のために券面情報の読取アプリの無償配布
- ・マイナンバーカード情報のスマホ搭載
電子証明書+4情報・顔写真

(参考)知らないネットブログ<https://www.jca.apc.org/activist/?p=4524>

◎出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律案

https://www.moj.go.jp/isa/05_00043.html

- ・在留カードにマイナンバーカード情報搭載

マイナンバーカード状況

申請数(累計) 約1億
約80.2%

(2024年4月28日)

保有数9237万枚
約73.7%

(2024年4月30日)

マイナ保険証登録数
約7207万件

保有数の約78%
(2024年3月31日)

[1] デジタル社会形成基本法 改正案 法案概要

2024年3月5日
閣議決定
国会提出

2024年4月25日
衆院地こデジ
特別委可決
2024年5月7日
衆議院可決

- 少子高齢化の中で、限られた人的資源の下でも質の高い行政サービスを遂行し、**国民の利便性向上と行政運営の簡素化・効率化**を図るためには、デジタルファースト（デジタルによる手続完結）に加え、行政機関等が円滑な**データ連携**を行い、手続において**一度限りの情報提出**（ワンスオンリー）とすることや**複数の手続が一か所での実現**（コネクテッド・ワンストップ）できる環境の整備が必要。
- 円滑なデータ連携を促進する観点等から、**行政機関等が保有するデータの品質の確保**を徹底していくことが必要。
- あわせて、円滑なデータ連携の前提である**本人確認**を簡易に行う仕組みである**マイナンバーカードの利便性向上**を図ることが必要。

データの品質確保（デジタル社会形成基本法）

【公布日施行】

- ・基本方針において、**情報システムや公的基礎情報データベース（ベース・レジストリ）**に関して、データの内容を正確かつ最新に保つこと等の**データの品質の確保のための措置を講ずる旨**を規定。【第34条】
- ・重点計画の記載事項に「**データの品質の確保に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策**」を追加。【第39条】

国によるデータベースの整備やデータ連携の促進

（デジタル手続法）

【1年3月以内施行】

- ・情報システム整備計画において、システム間の迅速かつ的確なデータ連携のため、**データの品質の確保**の措置について定める旨を規定。【第4条】
- ・政府は「**公的基礎情報データベース整備改善計画**」を作成し、国の行政機関等は計画に従って整備等を行う旨を規定。【第19条・第20条】
- ・他の法令の規定により変更届出を行わなければならない法人に係る登記事項（名称、所在地等）について、行政機関等がデータ連携により入手した場合は、**当該変更届出が行われたものとみなし、変更届出を不要とする**。【第12条～第14条】
- ・国の行政機関等は、公的基礎情報データベースの整備等に関し、**国立印刷局及び情報処理推進機構に対し、必要な協力を求めることができるものとする**。【第20条】

データベースやシステムの整備を効果的に行うための体制強化

（独立行政法人国立印刷局法）

【1年3月以内施行】

（情報処理の促進に関する法律）

【1年3月以内施行】

- ・国の**公的基礎情報データベース**を効果的に整備する観点から、**国立印刷局の業務に、委託を受けて行うデータの加工等の業務を追加**。【第11条】
- ・関係業務の主務大臣に、**内閣総理大臣（デジタル大臣）**を追加。【第21条】

- ・データ連携促進等の観点から、**情報処理推進機構（IPA）の業務に、国の行政機関等のシステムに関するデータ標準化に係る基準の作成等の業務を追加**。【第51条】
- ・関係業務の主務大臣に、**内閣総理大臣（デジタル大臣）**を追加。【第57条】

マイナンバー・マイナンバーカードに係る措置

（マイナンバー法）

特定個人情報の正確性の確保

【公布日施行】

- ・マイナンバー情報総点検を踏まえ、マイナンバーと個人情報の紐付け誤りの再発防止を図るべく、**デジタル庁（内閣総理大臣）が特定個人情報の正確性の確保のための必要な支援を行う旨**を規定。【第6条の2】

次期マイナンバーカードの導入に必要な措置

【5年以内施行】

- ・次期マイナンバーカードの導入にあたり、同カードの電磁的記録事項として「性別」は残した上で、券面記載事項から「性別」を削除する等の措置を講ずる。【第2条・第16条】

マイナンバーカードに係る機能のスマートフォンへの搭載のために必要な措置

【1年以内施行】

- ・スマートフォンだけでマイナンバーカードと同様にマイナンバー法上の本人確認ができる仕組みを設ける。【第2条・第16条・第18条の2～第18条の4】

[1]法案(1-1) 個人番号カードの券面から性別を削除し電磁的方法で確認

▼個人番号カードの記載事項から性別を削除(第二条第七項)

▼個人番号利用事務等実施者は、**…性別に係る情報を利用して**いる事務等の処理に関し個人番号の提供を受ける場合…、併せて、個人番号カードに記録された性別に係る情報を**電磁的方法により確認**する措置をとらなければならない。

(第十六条本人確認の措置)



そのために、ICチップの情報の読み取りアプリを開発・配布

「次期個人番号カードタスクフォース最終とりまとめ」(2024/3/18)

「券面の性別の記載については、次期カードにおいては、**…ICチップに性別の情報を記録した上で、性別を券面に記載しないこととする。**

併せて、ICチップに記録した性別の情報を必要な者が負担なく読み出すことができるよう、スマホ等により**個人情報保護に配慮しつつ**、使いやすいUIで読み取ることができる**アプリを国が開発し、無償で配布する**」

・アプリはどの範囲で配布するのか？ 性別情報を利用する個人番号利用事務等実施者に限定して配布し、事務も限定して確認できるようにしなければ、券面から削除した意味がない。



[1] 法案(1-2) マイナンバーカード機能のスマホ搭載

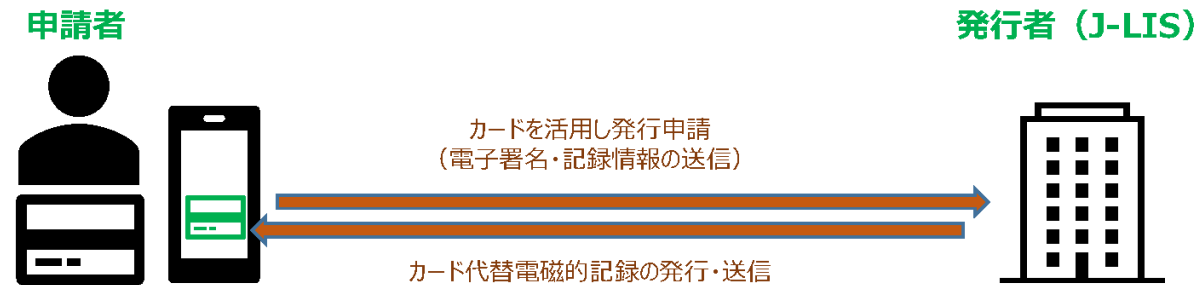
マイナンバーカードに係る機能のスマートフォンへの搭載について

(デジタル社会形成基本法等の一部改正法案によるマイナンバー法の改正)

- マイナンバーカードと同等の機能をスマートフォンに搭載し、マイナンバーカードを持ち歩かなくても、スマートフォンで同じ本人確認を行えるようにする。
- 既に措置済のマイナンバーカードの電子証明書機能に加え、マイナンバーカードが保有している基本4情報等（氏名、生年月日、住所、性別、マイナンバー、顔写真）をスマートフォンに搭載し、本人の了解のもとで、相手方に提供できるようにする。

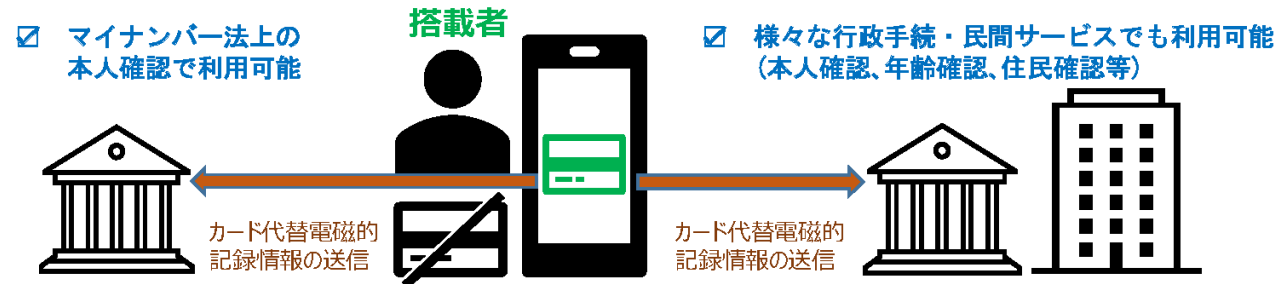
■ 申請・搭載

～ マイナンバーカードを用いてオンラインで完結



■ 利用

～ マイナンバーカードと同様、マイナンバー法上の本人確認等が可能に



2024年3月19日
マイナンバー
カードの普及・
利用の推進に
関する関係府
省庁連絡会議
第6回資料3
デジタル庁

※1 デジタル社会形成基本法等の一部改正法案：
情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案

※2 マイナンバー法：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

▼マイナカードのICチップ搭載の機能のうち、電子証明書は**2021年のデジタル改革関連法**で、スマートフォンに搭載する電子証明書として「**移動端末設備用電子証明書**」を創設。

- ・1人につき、署名用・利用者証明用1つずつ発行可能
 - ・マイナカードの署名用電子証明書を用いてオンラインで発行申請
 - ・個人番号カード用電子証明書と紐付けて管理
- ※現在利用できるのは、アンドロイド(の一部の機種)

▼今回の法案で「**カード代替電磁的記録**」を新設

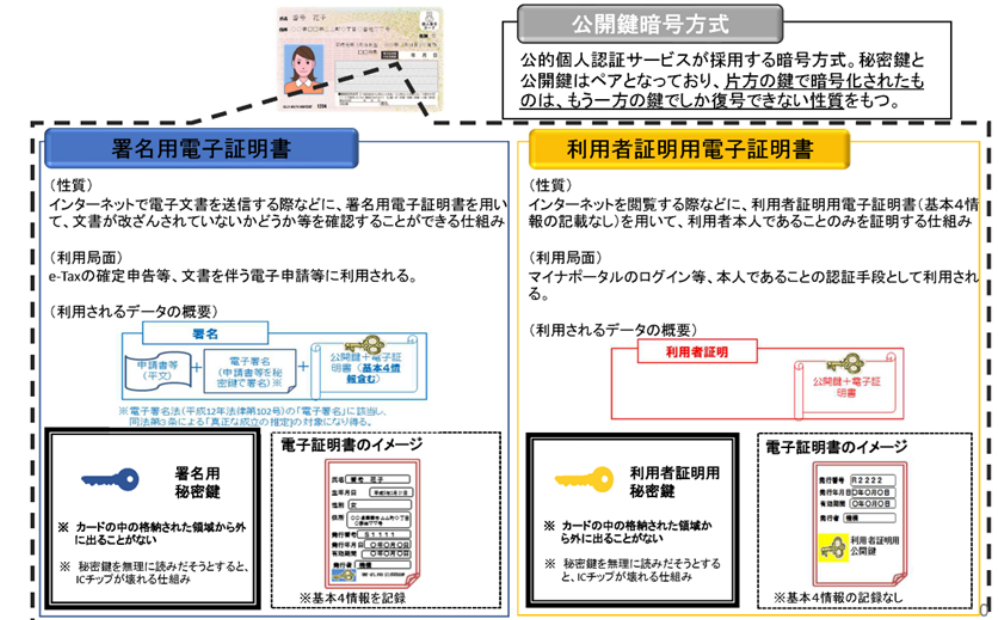
- ・「カード代替電磁的記録」＝個人番号カードの記録事項(氏名・氏名ふりがな・住所・生年月日・性別・顔写真)の電磁的記録と電子署名が一体的に構成された電磁的記録
 - ・個人番号利用事務等実施者が行う本人確認の措置として、個人番号を提供する者からカード代替電磁的記録の送信を受けて確認を行うことを追加(第2条第8項及び第16条第2号関係)
- 目的＝「民間アプリとの連携というときにも、マイナカードをかざさなくてもスマホ搭載を使っただけであれば、いろんな形で民間ビジネスにも使っただけの余地が増えるということで、これはぜひともすすめたい」(2024/4/25衆院地こデジ委高橋委員への村上統括官の説明)

- ・**スマホ紛失・盗難時の成りすましや漏洩のリスク増大**
- ・**電子証明書の利用を推進することで、利用の法的規制が不十分な発行番号を利用した官民の個人データのひも付けが拡大**

マイナカードICチップ内蔵アプリ(総務省サイトより抜粋)

AP	個人番号取得、本人確認における役割
券面AP	(目的) ・対面における券面記載情報の改ざん検知 ・対面における本人確認の証跡として画像情報の利用 (記録する情報) ・表面情報: 4情報+顔写真の画像 ・裏面情報: 個人番号の画像
JPKI-AP	(署名用) ・電子申請に利用 (利用者証明用)【新規】 ・マイナポータル等のログインに利用
券面事項入力補助AP【新規】	・個人番号や4情報を確認(対面・非対面)し、テキストデータとして利用することが可能 【記録・利用する情報】 ①個人番号及び4情報並びにその電子署名データ ②個人番号及びその電子署名データ ③4情報及びその電子署名データ (注)①、②については、番号法に基づく事務でのみ利用可能。
住基AP	・住民票コードを記録 ・住基ネットの事務のために住民票コードをテキストデータとして利用可能

マイナンバーカードに格納される公的個人認証サービスについて

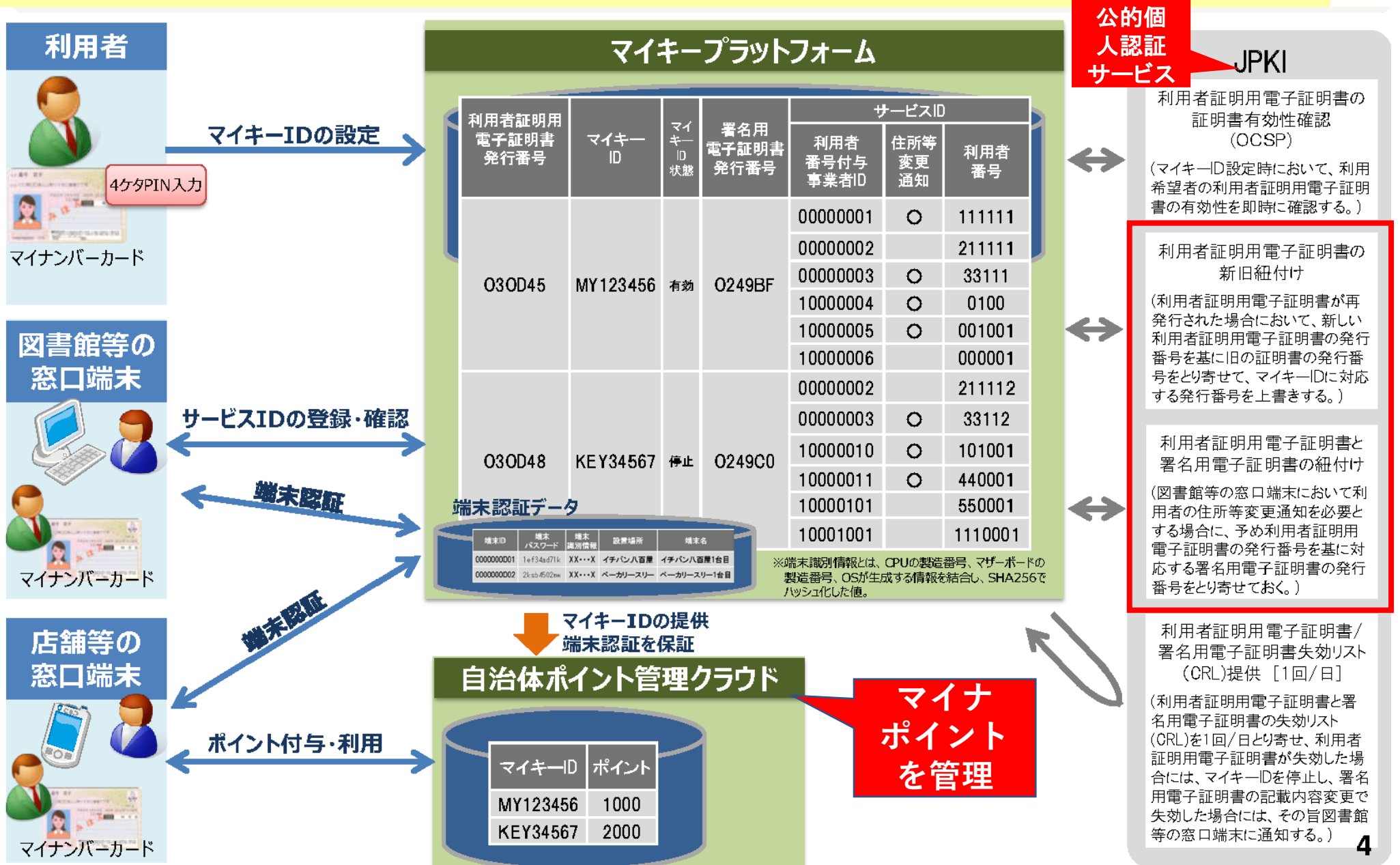


電子証明書発行番号で個人情報を紐付け(例:マイキープラットフォーム)

マイキープラットフォームとは
総務省が設置したデジタル庁システム。番号法の根拠はなく、利用の法的規制がない

図書館など公共施設の利用者カード、学習講座などの受講者カード、健康体操やボランティア事業などへの参加記録など、マイキーIDにひも付けて管理

【マイキープラットフォーム構想の推進について(総務省)平成30年4月9日(未定稿)】 ※赤字加筆
https://www.soumu.go.jp/main_content/000550978.pdf



公的個人認証サービス JPKI

利用者証明用電子証明書の証明書有効性確認 (OCSP)
(マイキーID設定時において、利用希望者の利用者証明用電子証明書の有効性を即時に確認する。)

利用者証明用電子証明書の新旧紐付け
(利用者証明用電子証明書が再発行された場合において、新しい利用者証明用電子証明書の発行番号を基に旧の証明書の発行番号をとり寄せて、マイキーIDに対応する発行番号を上書きする。)

利用者証明用電子証明書と署名用電子証明書の紐付け
(図書館等の窓口端末において利用者の住所等変更通知を必要とする場合に、予め利用者証明用電子証明書の発行番号を基に対応する署名用電子証明書の発行番号をとり寄せておく。)

利用者証明用電子証明書/署名用電子証明書失効リスト (URL)提供 [1回/日]
(利用者証明用電子証明書と署名用電子証明書の失効リスト (URL)を1回/日とり寄せ、利用者証明用電子証明書が失効した場合には、マイキーIDを停止し、署名用電子証明書の記載内容変更で失効した場合には、その旨図書館等の窓口端末に通知する。)

マイナポイントを管理

[1] 法案(1-3) 特定個人情報の正確性の確保のためデジタル庁の支援

内閣総理大臣(=デジタル庁)は、個人番号利用事務実施者に対し、特定個人情報を正確かつ最新の内容に保つために必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。(第6条の2関係)

※デジタル庁設置法では、デジタル庁の長は内閣総理大臣
デジタル大臣は内閣総理大臣を助けデジタル庁の事務を総括

【法改正の趣旨】(2024/4/25衆院地こデジ委。立憲・荒井委員への楠政府参考人説明)

ひも付け誤り問題をきっかけにマイナンバー情報総点検。データの品質確保は一義的にはそれぞれのデータを管理している組織だが、実際に紐づけを全部再チェックをするような場合には、ツールの提供をはじめとしてデジタル庁も政府の一員として組織に協力してきた。

そういったことも含めデータの品質確保を政府として恒常的に進める必要性を明確化するという観点から、基本法の基本方針に今回位置づけ

そもそもひも付け誤りは名寄せ基準の不備など、マイナンバー制度の構造的問題をそのままに性急な利用拡大を図ってきた結果※。その性急な利用拡大を推進してきたのがデジタル庁

※2023年10月10日情報システム学会マイナンバー制度研究会『「マイナンバー制度の問題点と解決策」に関する提言』
(https://www.issj.net/teigen/2310_number_full.pdf)

公金受取口座の誤登録では、個人情報保護委員会から個人情報の漏洩であるとの意識が欠如していることなどを指摘され指導を受けたが※、デジタル大臣は漏洩の責任をとっていない

※デジタル庁への指導文書(2023年9月20日) https://www.ppc.go.jp/files/pdf/230920_02_houdou.pdf

※デジタル庁への調査結果(2023年9月20日) https://www.ppc.go.jp/files/pdf/230920_03_houdou.pdf

[1]法案(2) 在留カード等にマイナンバーカードの機能を付加

- ▼住民登録のある在留カード所持者・特別永住者は、マイナンバーカードの機能を記録した「特定在留カード」「特定特別永住者証明書」を申請することができる
- 在留カードや特別永住者証明書のICチップに、電子証明書などマイナンバーカードの機能を搭載

⇒在留カード等にマイナカードを一体化

- ・申請は任意。交付されるとマイナカードは返納

【他のマイナカードとの「一体化」との比較】

▼健康保険証とマイナンバーカードとの一体化

- ・保険資格等を管理する「オンライン資格確認等システム」にマイナカード(の電子証明書)で照会し、資格情報を確認し取得
- ・そのため電子証明書の発行番号と個人単位化した被保険者番号のひも付け

⇒マイナカードはオン資システムのログインに利用

- ・健康保険証を廃止(当面「資格確認書」交付)

▼運転免許証とマイナンバーカードとの一体化


- ・マイナカードのICチップに、運転免許情報を記録

⇒マイナカードに運転免許証を一体化


- ・警官はカードリーダーで免許情報を読み出す
- ・申請は任意。免許証との併用も可能

マイナンバーカードに運転免許情報を一体化する場合 (イメージ)

現行



- 券面の記載事項 (氏名、生年月日、住所、性別、有効期間、個人番号)
- 顔写真

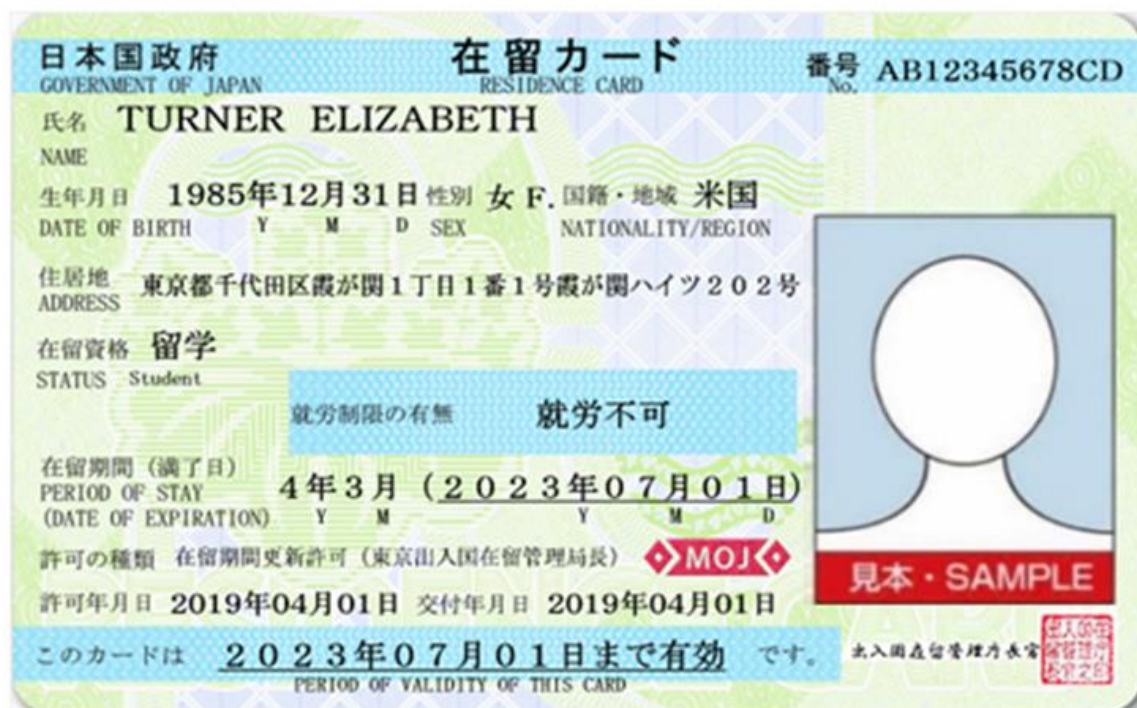


一体化後

<ul style="list-style-type: none"> ● 券面の記載事項 (氏名、生年月日、住所、免許証交付年月日、有効期間の末日、免許種類、免許証番号等) ● 本籍 ● 顔写真 	<p>※ 携帯端末を用いた交通反則切符の自動作成に活用</p>						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">共通の情報 氏名、生年月日、住所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>マイナンバー固有の情報 性別、有効期間、個人番号、顔写真</td> <td>← 技術的に、警察がアクセスできないようにする方向で調整する予定</td> </tr> <tr> <td>免許固有の情報 交付年月日、有効期間、免許種類、免許番号、本籍、顔写真等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ● 携帯端末を用いた交通反則切符の自動作成に活用。取締りに要する時間が短縮。 <p>注) 違反歴は含めない 取締り業務・セキュリティの観点から不要。</p> </td> </tr> </table>		共通の情報 氏名、生年月日、住所		マイナンバー固有の情報 性別、有効期間、個人番号、顔写真	← 技術的に、警察がアクセスできないようにする方向で調整する予定	免許固有の情報 交付年月日、有効期間、免許種類、免許番号、本籍、顔写真等	<ul style="list-style-type: none"> ● 携帯端末を用いた交通反則切符の自動作成に活用。取締りに要する時間が短縮。 <p>注) 違反歴は含めない 取締り業務・セキュリティの観点から不要。</p>
共通の情報 氏名、生年月日、住所							
マイナンバー固有の情報 性別、有効期間、個人番号、顔写真	← 技術的に、警察がアクセスできないようにする方向で調整する予定						
免許固有の情報 交付年月日、有効期間、免許種類、免許番号、本籍、顔写真等	<ul style="list-style-type: none"> ● 携帯端末を用いた交通反則切符の自動作成に活用。取締りに要する時間が短縮。 <p>注) 違反歴は含めない 取締り業務・セキュリティの観点から不要。</p>						

在留カードとは

- ・出入国在留管理庁が、中長期在留者に対して交付。常時携帯義務。
- ・券面に氏名、生年月日、性別、国籍・地域、住居地、在留資格、在留期間、就労の可否など記載。
- ・記載事項に変更が生じた場合には変更の届出を義務付け。常に最新の情報が反映
- ・16歳以上には顔写真が表示
- ・ICチップに券面記載事項、顔写真が記録



出入国在留管理庁ホームページより

特定在留カード等の問題点

▼在留資格適正化のための情報収集に使われていくのではないか (rf.2023年番号法改正)

税・社会保障費を滞納すると永住資格のはく奪を可能にする法改正とともに提案

※移住連声明(2024/3/15) <https://migrants.jp/news/voice/2024fms.html>

在留カード等とマイナンバーカードの一体化は、外国人の個人情報に危険を及ぼし、差別を助長する！

▼特定在留カード等の申請が強要される？

河野デジタル大臣(マイナンバーカードの普及・利用の推進に関する関係省庁連絡会議(第6回2024/3/19))

「在留カードとの一体化につきましては、法務省、入管庁において改正法案を準備していただいております。引き続き、着実な取り組みをお願いいたします。また、在留外国人が住所の届け出をする際に、確実に一体化した在留カードを申請していただくための仕組みについても措置いただくようお願いいたします。」

https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/8adde791-e214-4b5b-b9ad-4eb89a354dbc/c575f1ac/20240325_mynumbercard-promotion_summary_01.pdf

▼常時携帯義務との関係は？ (2024/4/16衆議院本会議 立憲・鈴木議員への岸田首相答弁)

外国人が特定在留カードを紛失した場合には、出入国在留管理庁において通常の在留カードを即時に交付することとしており、特定在留カードを紛失し再発行手続き中の場合であっても外国人の在留カードの常時携帯義務等の履行を担保する

▼マイナカードへの「ワンカード」化により、マイナカード以外の「身分証明書」がなくなっていく

▼はじめてマイナンバーカード(住基カード)以外に電子証明書を格納

公的個人認証法では、電子証明書の格納媒体は「個人番号カード(住基カード)」と「その他主務省令で定める電磁的記録媒体」とされていた(実際には、その他の電磁的記録媒体は主務省令で決めていなかった)

2021年5月12日成立のデジタル社会形成整備法による公的個人認証法改正で、「移動端末設備用電子証明書」新設と合わせて、電子証明書の記録媒体は「個人番号カード」のみに限定された

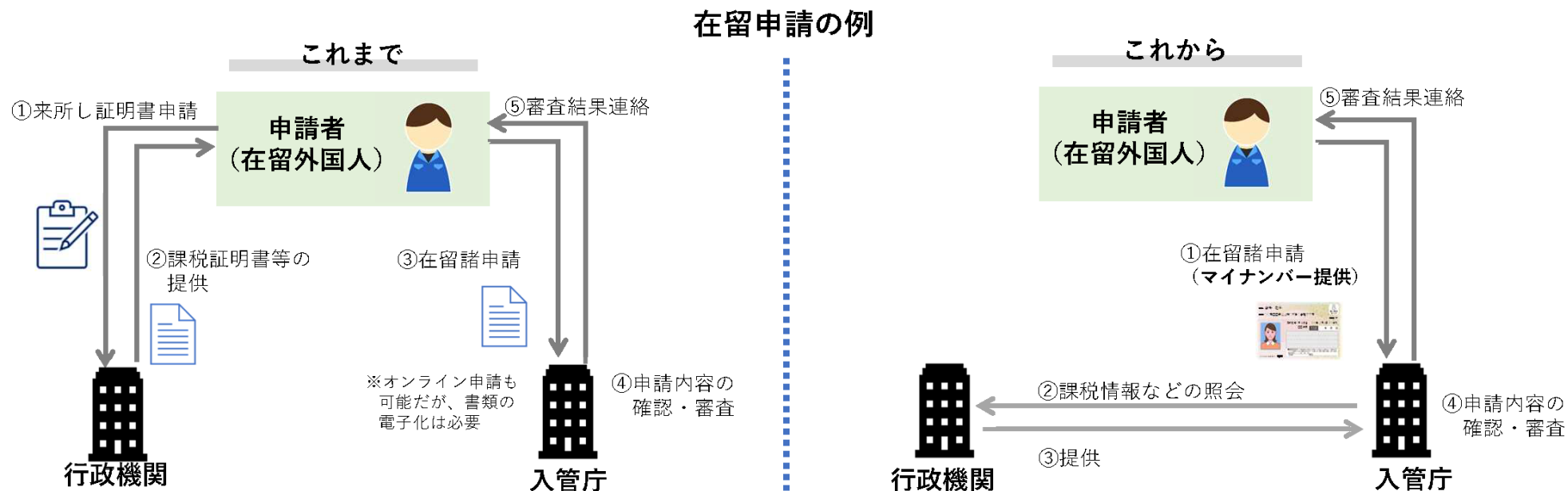
在留外国人に関する手続におけるマイナンバーの利活用

在留資格を有する外国人等が在留諸申請（在留期間更新許可申請等）をオンラインで行う場合、他の行政機関が保有する証明書等について紙媒体にて取得し、電子化した上で、在留申請オンラインシステムに登録する必要があり、申請者にとって負担が大きい。



今後、マイナンバーの提供により、関係行政機関との連携がなされた場合は、申請や届出に必要な行政機関発行の証明書類を省略することが可能となり、在留外国人（申請者）の負担が軽減。

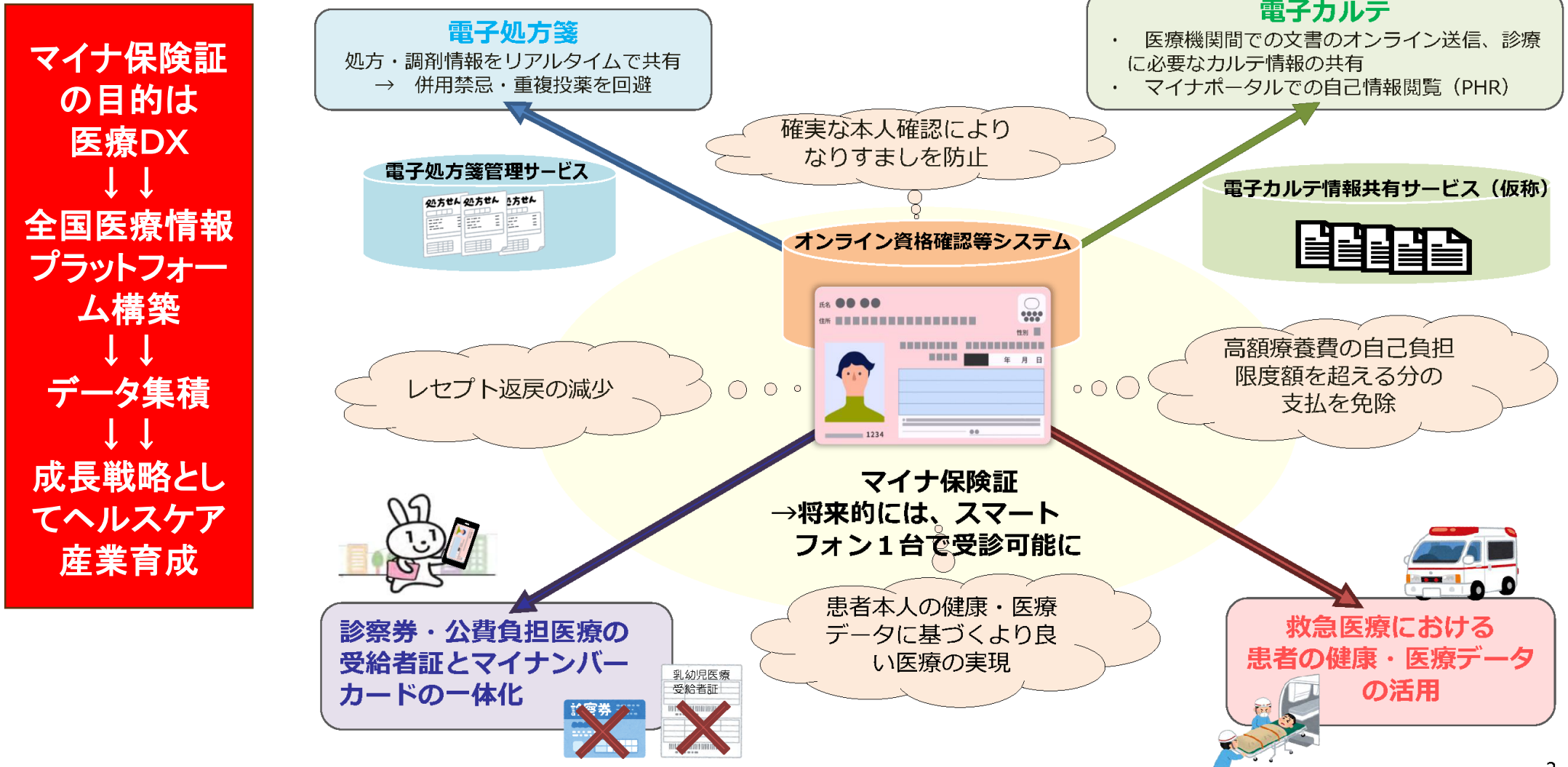
また、申請等取次者として手続を行う企業等にとっても、複数の外国人従業員に係る証明書類を複数の行政機関から入手して提出する必要がなくなり、負担軽減。出入国在留管理庁（以下「入管庁」という。）においては、中長期在留者に関する情報の正確性が確保され、適正な在留管理の実現にもつながる。



[2] マイナ保険証強要の目ざす医療・健康・介護情報の共有

令和6年12月12日
第5回マイナンバー情報総点検本部資料(抜粋)

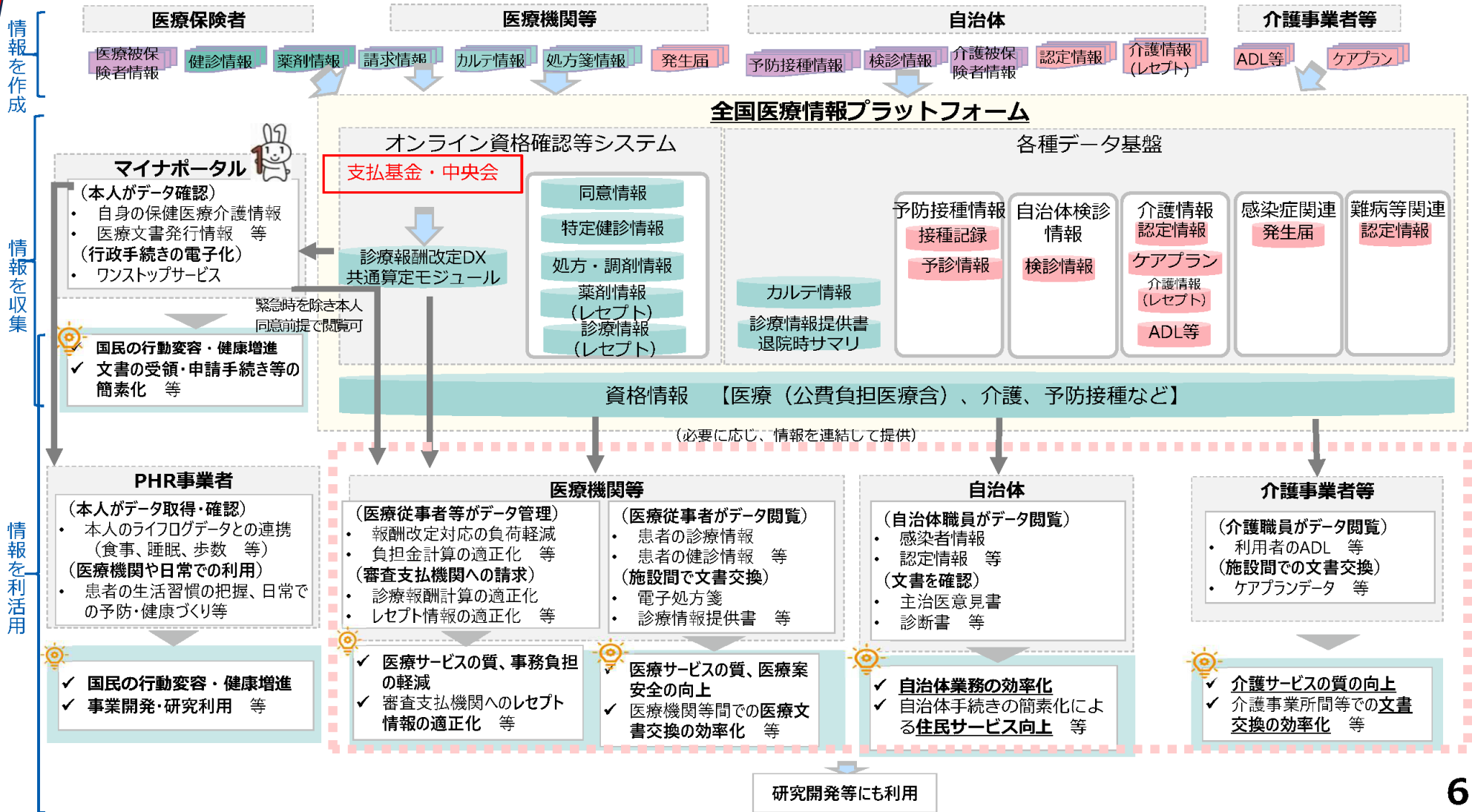
医療DXの基盤となるマイナ保険証



「全国医療情報プラットフォーム」(将来像)

- オンライン資格確認システムのネットワークを拡充し、レセプト・特定健診情報に加え、予防接種、電子処方箋情報、電子カルテ等の医療機関等が発生源となる医療情報（介護含む）について、クラウド間連携を実現し、自治体や介護事業者等間を含め、必要なときに必要な情報を共有・交換できる全国的なプラットフォームとする。
- これにより、マイナンバーカードで受診した患者は本人同意の下、これらの情報を医師や薬剤師と共有することができ、より良い医療につながるのと同時に、国民自らの予防・健康づくりを促進できる。さらに、次の感染症危機において必要な情報を迅速かつ確実に取得できる仕組みとしての活用も見込まれる。

マイナ保険証
(オンライン資格確認等システム)を拡充して作ろうとしている
医療・健康・介護情報の共有システム



厚労省「医療DX令和ビジョン2030」推進チーム
第1回資料1
(2022/9/22)

「医療DXにより共通基盤化が進む巨大ヘルスケアデータの利活用」

- 我が国のヘルスケア分野には、以下の2点などを要因として、大きなポテンシャルが存在。
 - 【Ⅰ】超高齢社会を迎え、先端的なヘルスケアニーズが集積する世界でも特異な市場であること
 - 【Ⅱ】政府が進める医療DXによるデジタル化により、医療・介護の高品質なデータが集積されること
- このようなポテンシャルにより、日本の社会課題の解決に止まらず、世界の中でも競争優位を得られるチャンスがある。

厚労省ヘルスケア
スタートアップ等の振
興・支援策検討PT
(第1回2024/2/5)

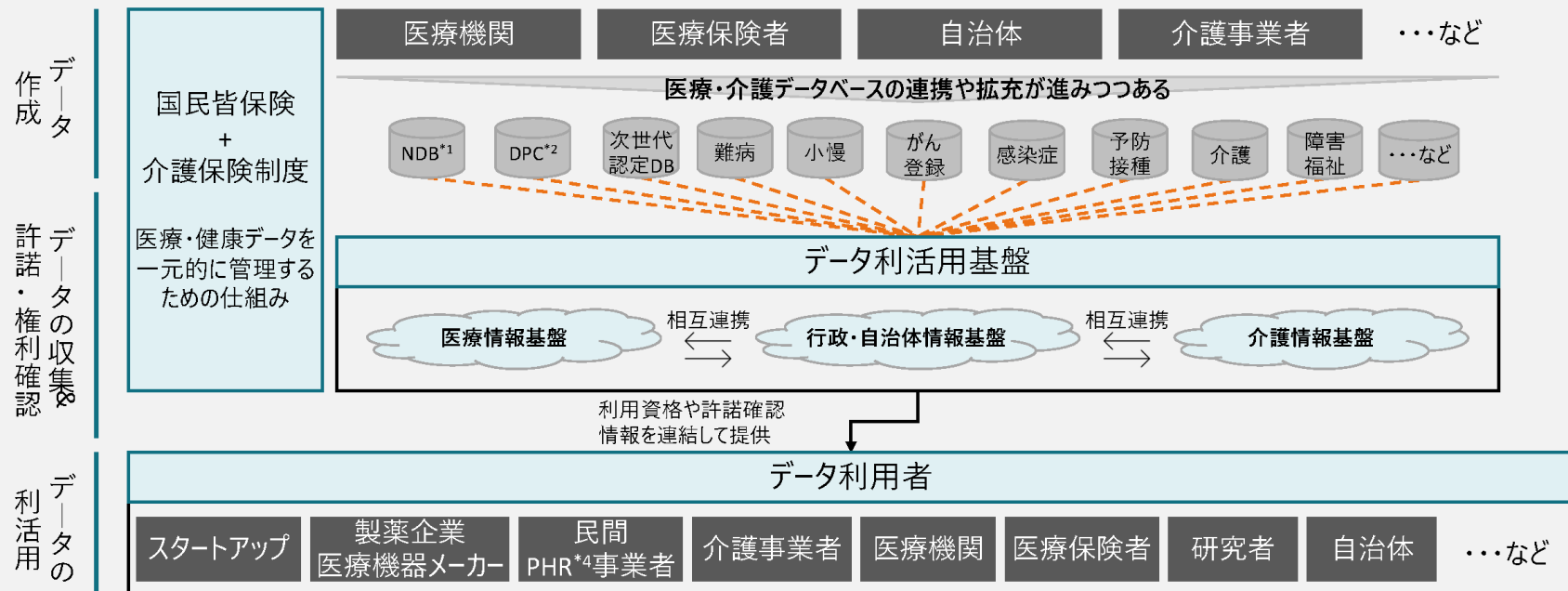
厚労省ヘルスケア
スタートアップ等の振
興・支援策検討PT
中間とりまとめ案
(第4回2024/4/25)

1. なぜヘルスケア×スタートアップが重要なのか？

日本では国民皆保険と介護保険制度の下で、医療DXとデータ集積が進んでいる

医療・健康・介護データの集積と利活用

様々なデータベースの連携基盤及び
イノベーションのための二次利用の基盤が整いつつある

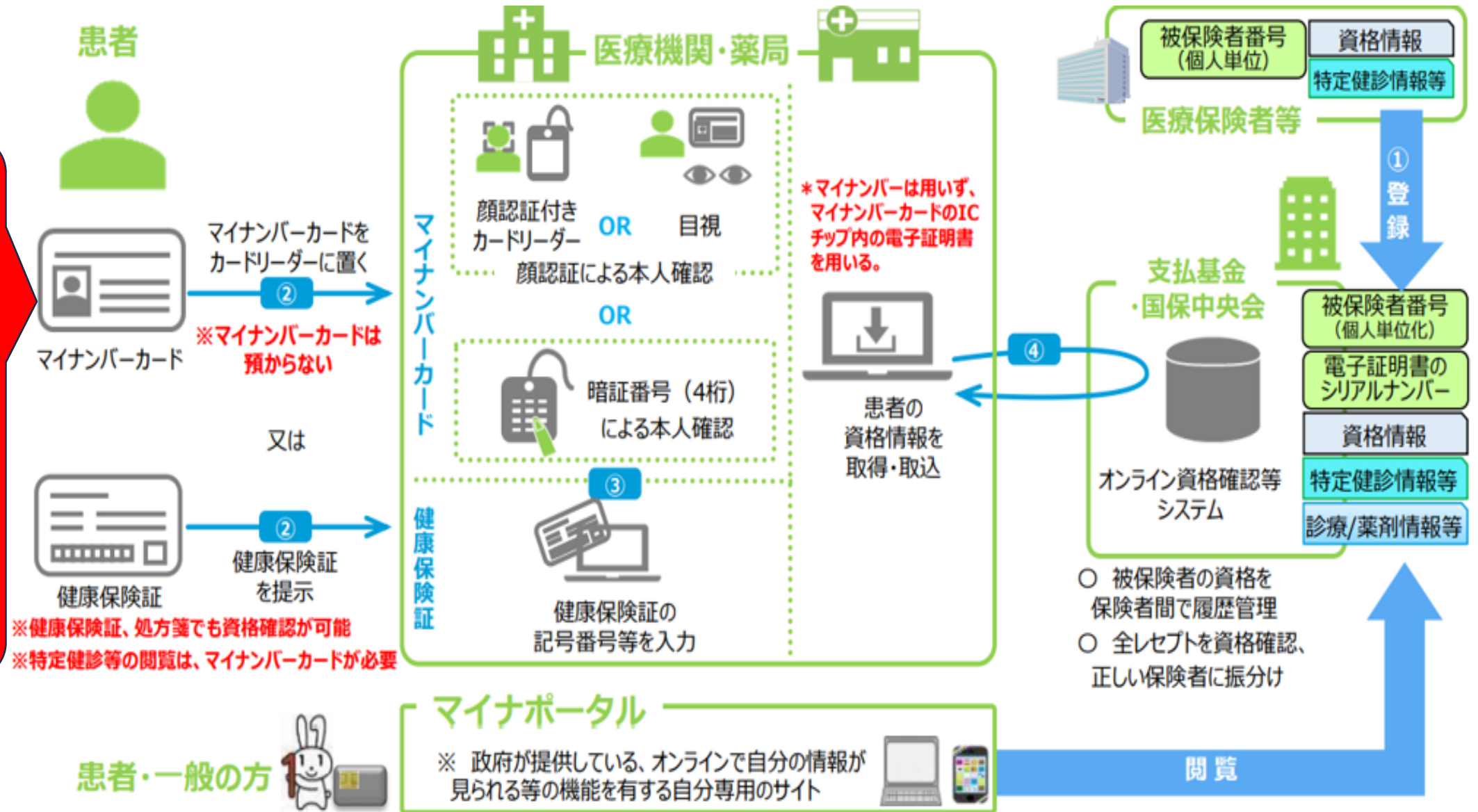


*1 : NDB・・・National Database,
 *2 : DPC・・・Diagnosis Procedure Combination,
 *3 : MID-NET・・・Medical Information Database Network
 *4 : PHR・・・Personal Health Record

マイナ保険証(オンライン資格確認等システム)の仕組み

**低迷が続く
マイナ保険証
利用率**

2023年11月	4.33%
2023年12月	4.29%
2024年1月	4.61%
2024年2月	4.99%
2024年3月	5.47%



マイナ保険証の利用率が焦点＝政府は5～7月を集中取組月間に

マイナ保険証利用促進集中取組月間(令和6年5月～7月)の実施

- 本年12月2日の保険証廃止までの間に、より多くの国民にマイナ保険証の利用体験を持っていただくため、医療機関、保険者、経済界の代表が集う日本健康会議(4月25日)で「マイナ保険証利用促進宣言」を行い、これを皮切りに5月～7月を集中取組月間として総力を挙げて取り組む。

集中取組月間における主な取組等

- ① **医療現場における利用率アップ対策の抜本的見直し**
 - ・ 支援金について、集中取組月間限定の一時金(最大10万円(病院20万円))として見直し
→ 利用率の更なる底上げのため、利用人数の増加に応じ、かつ定額の給付とすることにより、医療現場にとってより分かりやすい形にすることで利用促進を促す
※ 6月からの診療報酬改定により「医療DX推進体制整備加算(80円等)」が創設されること等に伴う見直し
 - ・ 関係団体と連携し、①医療機関・薬局の窓口での共通ポスターの掲示、②来院患者への声掛けとマイナ保険証の利用を求めるチラシの配布を徹底 (①・②ともに一時金の支給条件、①は医療DX推進体制整備加算の要件の一例とする)
 - ・ 未稼働施設や低利用率施設に対するアプローチ強化
Ex. 未稼働の場合は、療養担当規則違反となる可能性がある旨、低利用の場合は、医療DX推進体制整備加算や一時金、療養担当規則や診療報酬に関する留意点を案内する通知を送付し、利用促進
- ② **あらゆるメディアを動員し、集中的な広報展開**
 - ・ 政府広報コンテンツ及び健康保険組合連合会が作成した動画広告などを活用して、これまでのインターネット広告に加えて、新聞広告、TVCM、地下鉄車内放映による集中展開

【社会保障審議会医療保険部会(第177回2024年4月10日)厚労省資料1より】

[3] 身辺調査法で懸念されるマイナンバー制度の利用

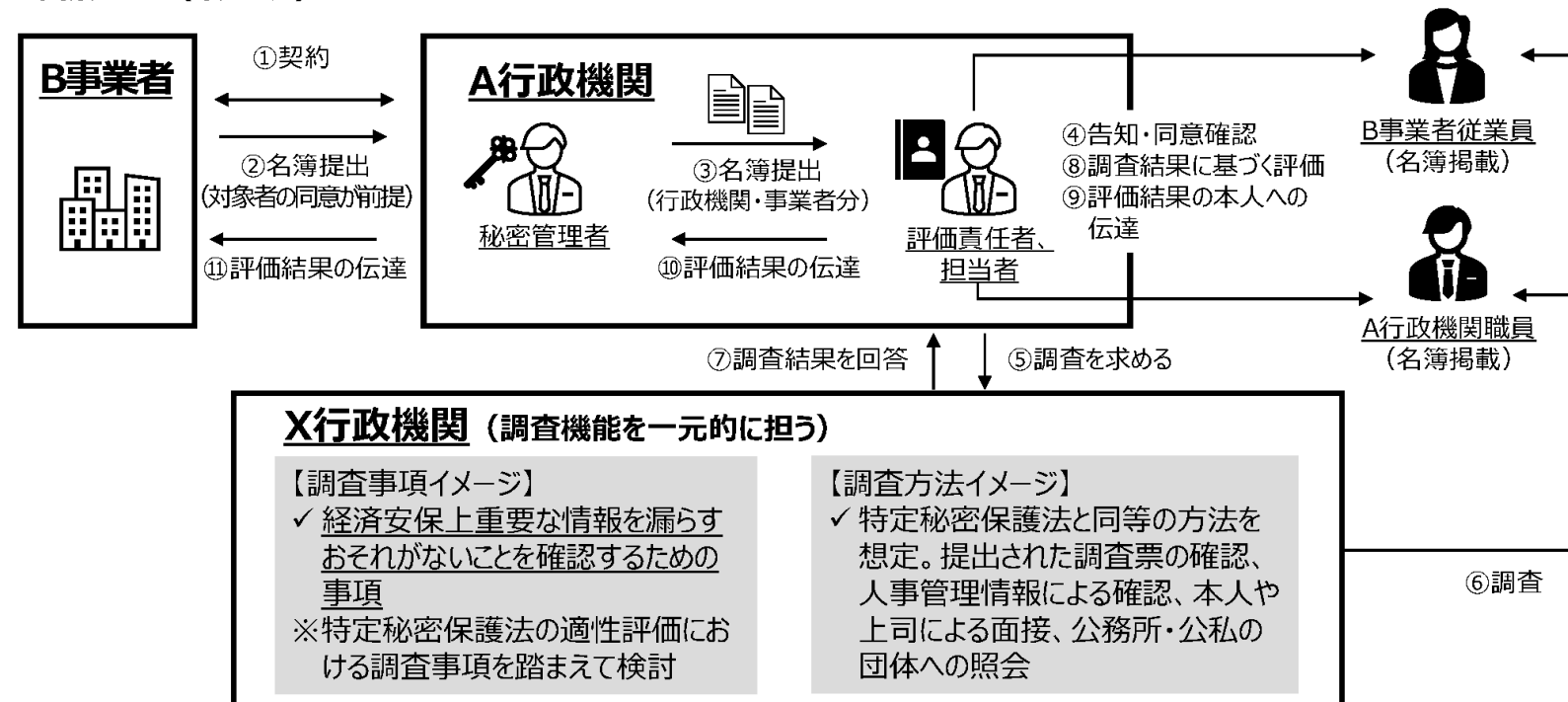
「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案」2月27日閣議決定、国会提出

一元化機関における業務フローのイメージ

適性評価
(身辺調査)
のための
一元化機関
を新設

- ❑ 事業者から見た主な手続の流れは、①契約の相手方となる行政機関に、②評価対象者の名簿を提出。③行政機関の秘密管理者が名簿を評価責任者に提出（行政機関の評価対象者についても秘密管理者が評価責任者に提出。）。
- ❑ 評価担当者から評価対象者への④告知後、同意を得て調査を開始。その後、**各行政機関（A）は、⑤必要な調査について、調査を一元的に担う特定の行政機関（X）に求め、調査結果を踏まえて評価を実施。**
- ❑ Xによる調査は、**経済安保上重要な情報を漏らすおそれがないことを評価するための調査であるため、特定秘密保護法と同等の調査事項とし、調査方法も同法と同等なものにすることを想定。**

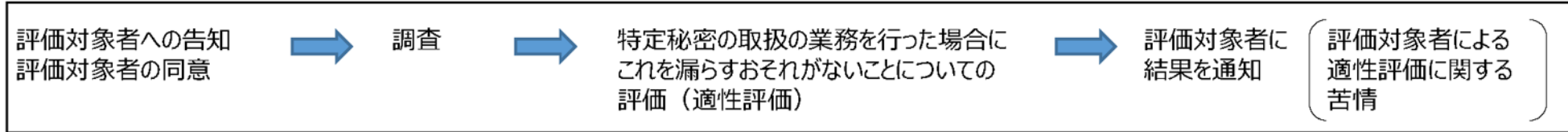
<業務フロー（イメージ）>



セキュリティ・クリアランス（適性評価=身辺調査）

【参考】特定秘密保護法における適性評価の手続きとその内容

■ 手続



■ 調査

【調査事項】

- ① 特定有害活動及びテロリズムとの関係に関する事項
- ② 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項
- ③ 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項
- ④ 薬物の濫用及び影響に関する事項
- ⑤ 精神疾患に関する事項
- ⑥ 飲酒についての節度に関する事項
- ⑦ 信用状態その他の経済的な状況に関する事項

※①には、家族（配偶者・父母・子・兄弟姉妹、配偶者の父母及び子）及び同居人の氏名・生年月日・国籍・住所を含む

【調査方法】 ※行政機関の長が実施

- 本人による質問票の提出
- 上司等の本人をよく知る者による調査票の提出
- （必要に応じ）旅券の写し等

↓ 疑問が生じた場合

- 上司、同僚その他知人への質問
- 人事管理情報による確認
- 本人に対する面接

↓ 引き続き疑問が解消されない場合

- 公務所・公私の団体への照会

■ 留意事項

①適性評価の実施について同意しなかったこと、②適性評価の結果、③適性評価の実施に当たって取得する個人情報、について、国家公務員法上の懲戒の事由等に該当する疑いがある場合を除き、特定秘密の保護の目的外での利用及び提供を禁止。

3分野の歯止めが消えたマイナンバー制度がいずれ利用される？

▼マイナンバー制度で把握可能な調査事項

- ① 特定有害活動・テロリズムとの関係(親族関係)←戸籍関係情報の提供
 - ④ 薬物の濫用及び影響
 - ⑤ 精神疾患
 - ⑥ 飲酒についての節度
 - ⑦ 信用状態その他の経済的な状況 ←預貯金口座へのマイナンバー付番＝口座把握
- ←オンライン資格確認等システム(医療情報の共有)

▼マイナンバー制度の利用・提供事務に法定されれば、本人同意不要で自動的に提供可能に

本人同意が必要とされている理由の一つは、照会の回答を得るため

「公務所や公私の団体に対し照会を行ったとしても、評価対象者が明示的に同意していなければ、質問を受けた関係者や照会を受けた公務所や公私の団体がこれに応じることをためらうことも見込まれ、やはり適性評価の円滑な実施が確保できなくなるおそれ」(逐条解説97頁)

▼公安機関が(非合法的に)アクセスして調査が行われるおそれ

「引き続き当該おそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情」の有無の把握等

※番号法では刑事事件捜査や政令で治安立法のマイナンバー利用を「公益利用」として認める

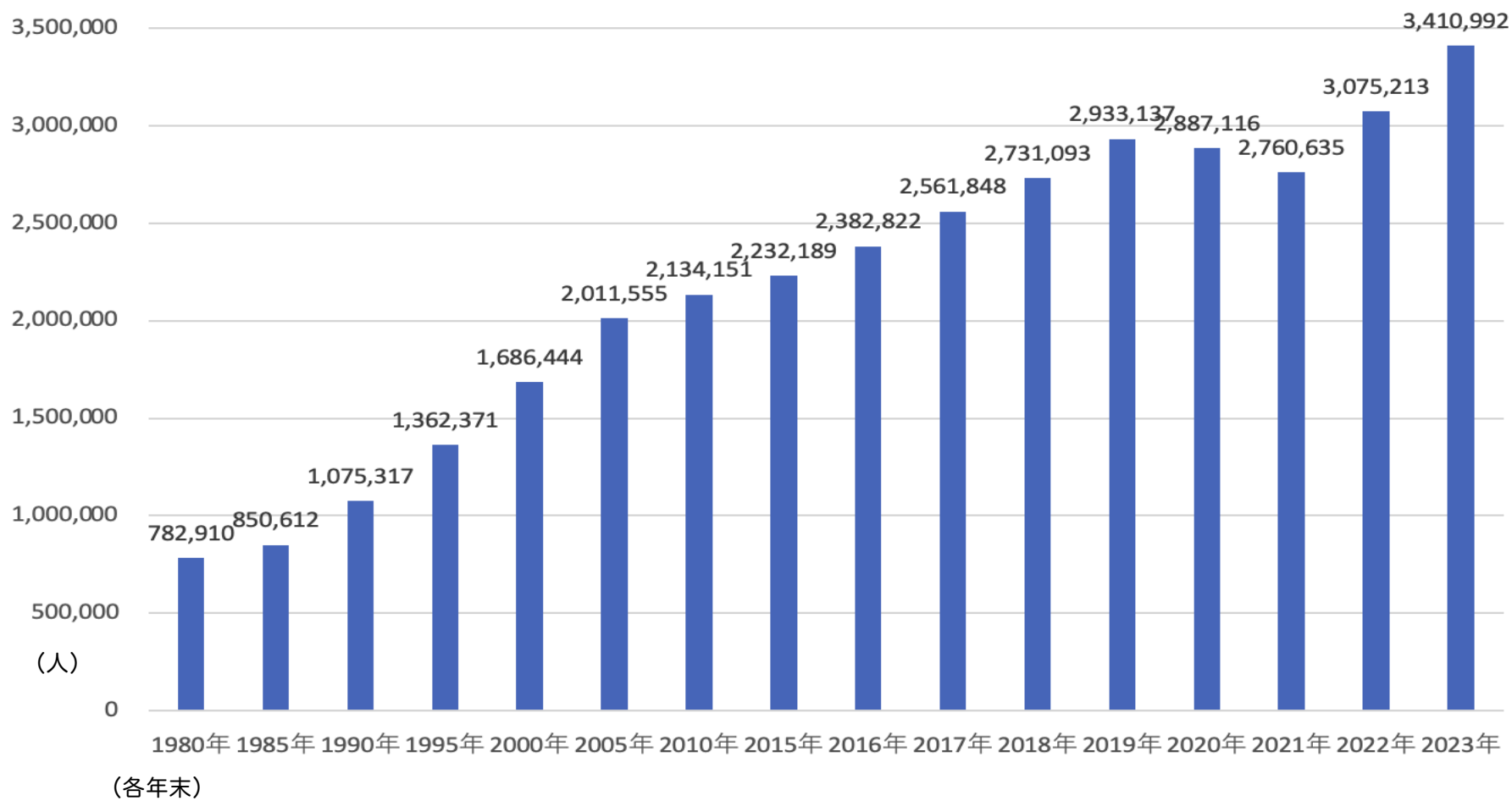
▼セキュリティークリアランスを持つ人の管理にマイナンバー、マイナカードの利用も？

3/27衆院内閣委本庄委員への答弁＝「現時点におきましては、マイナンバーカードのデータを紐づけるということは検討しておりません」

在留カード及び特別永住者証明書と マイナンバーカードの一体化について

自由人権協会・理事、移住連・運営委員
旗手明

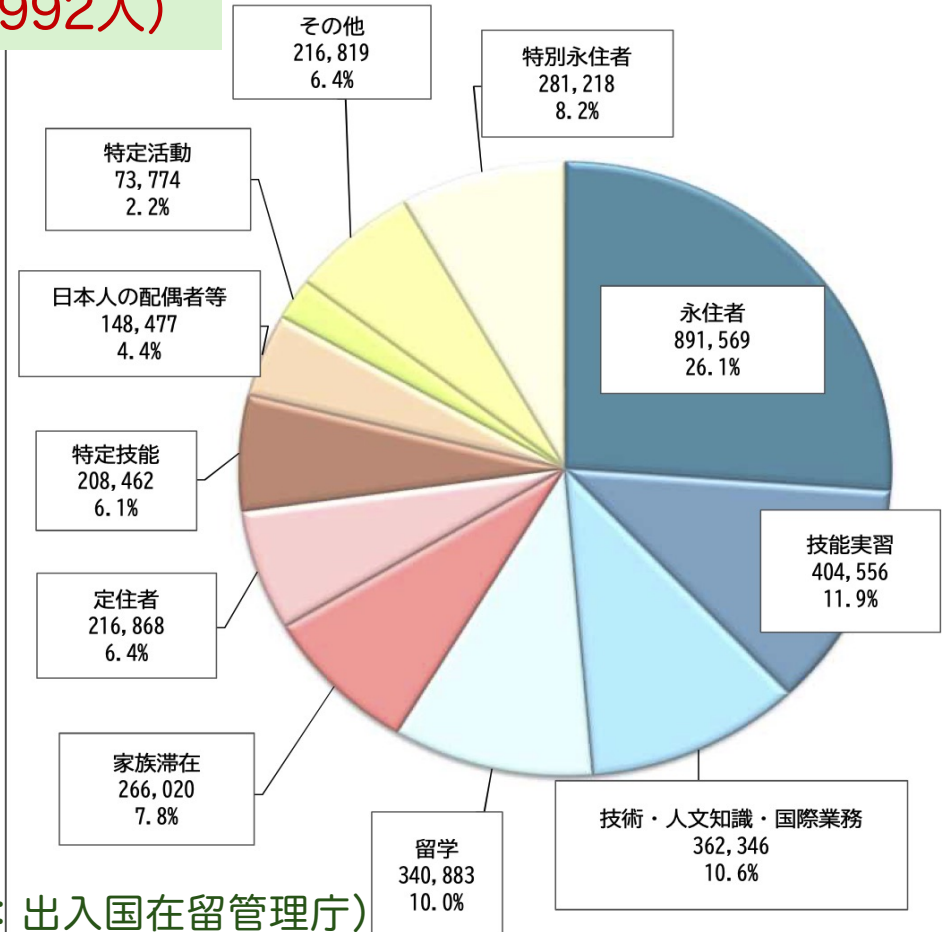
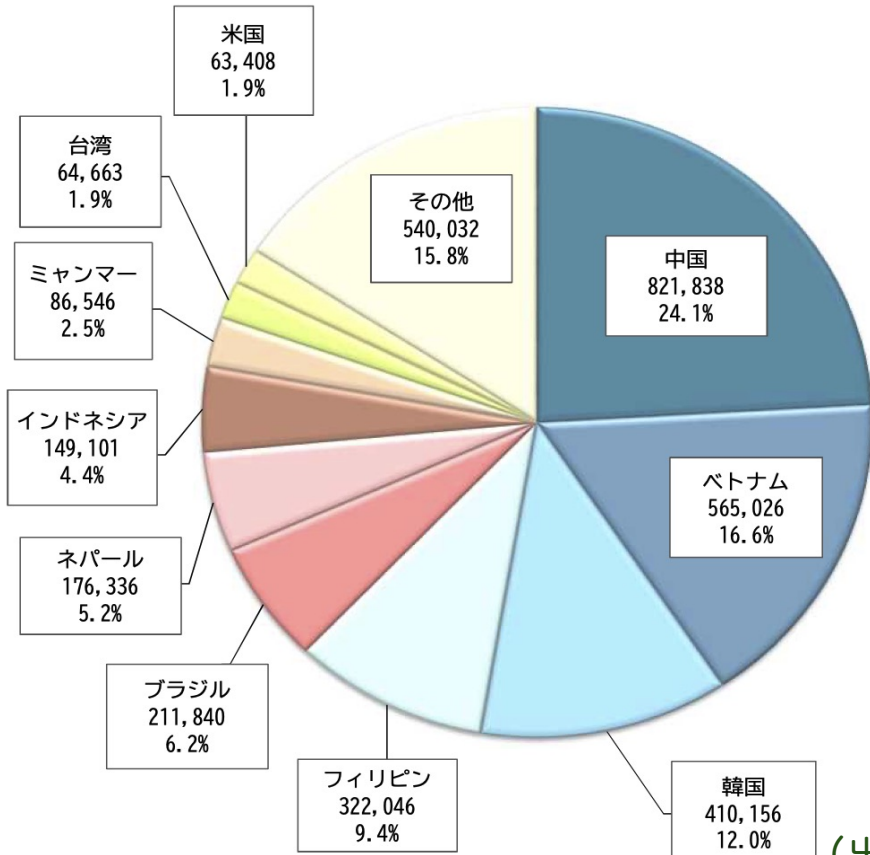
在留外国人数の推移（長期）



旗手作成（2010年までは登録外国人統計、以降は在留外国人統計）

在留外国人数 (2023年12月末)

(在留外国人総数：3,410,992人)



(出所：出入国在留管理庁)

外国人管理小史 1

1947年	外国人登録令（最後の勅令）公布
51年	出入国管理令（ポツダム政令）公布
52年	外国人登録法公布（指紋押捺制度）
93年	永住者等の指紋押捺制度の廃止
2000年	非永住者の指紋押捺制度の廃止
03年	犯罪に強い社会の実現のための行動計画 （非正規滞在者を5年間で半減）
04年	メール通報制度開始
〃	在留資格取消し制度新設
〃	スカイ・マーシャルの実施
〃	テロの未然防止に関する行動計画

2005年	事前旅客情報システム（APIS）の導入
〃	旅館業者による外国人宿泊客の本人確認の強化
〃	航空機・船舶等運送業者に乗客旅券確認の義務化
〃	ICパスポートの導入
〃	外国入管当局への情報提供
06年	テロリスト認定の退去強制事由を追加
07年	事前旅客情報システム（APIS）の義務化
〃	外国人雇用状況届出の義務化
〃	日本版US-VISITの導入
09年	改定入管法・改定入管特例法成立
〃	改定住民基本台帳法成立

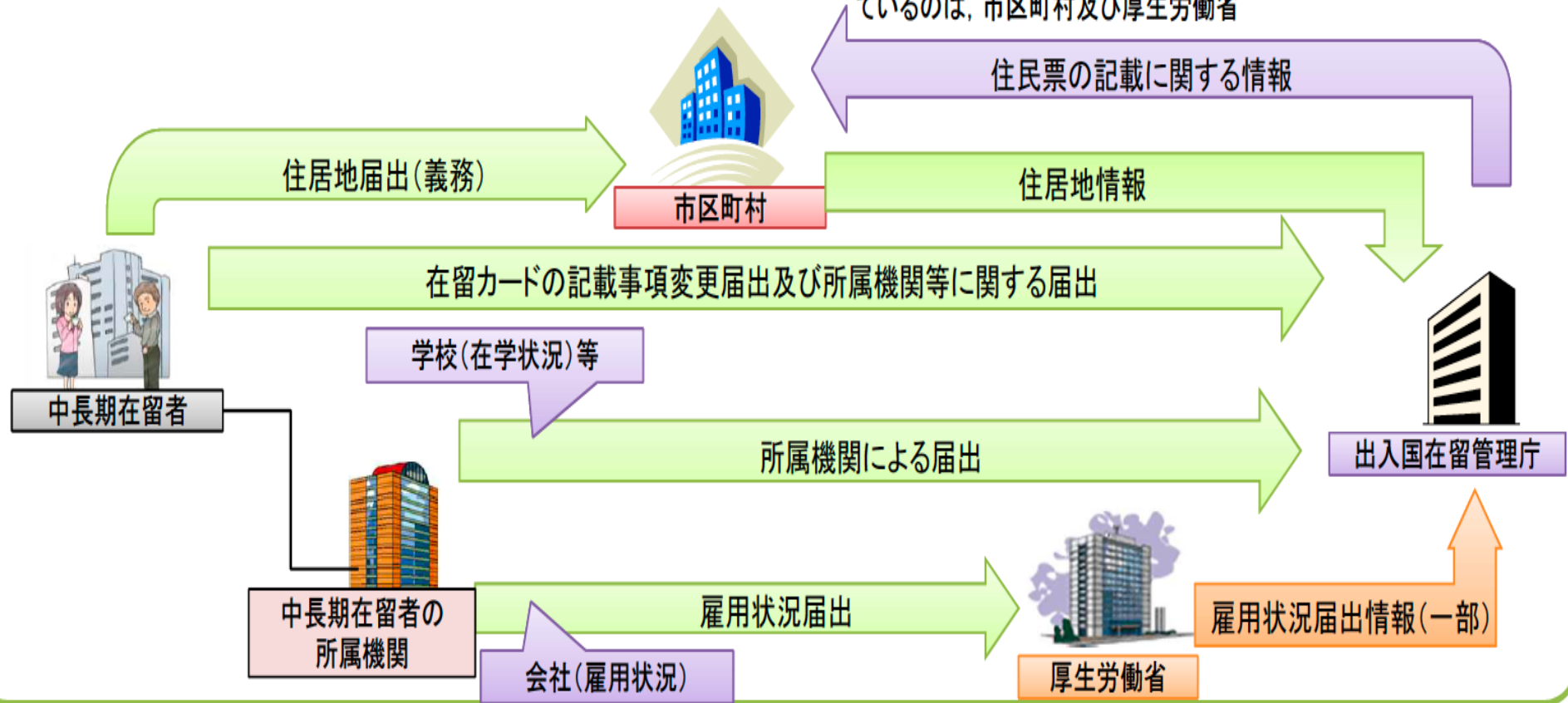
外国人管理小史 2

2012年7月	外国人登録法廃止
//	改定入管法・改定入管特例法施行（在留カードの導入、在留資格取消し事由の追加）
//	改定住民基本台帳法（外国人住民）施行
2015年1月	全旅客の乗客予約記録（PNR）導入（35項目）
10月	出入国管理インテリジェンス・センター開設
12月	国際テロ情報収集ユニット発足
2016年10月	国際テロリスト等の顔画像データとの照合開始
2017年2月	在留資格取消し制度の拡大
3月	ボディースキャナーの導入（主要空港）

2018年10月	空港ターミナルビル一般区域での爆発物等検知システムの実証実験（羽田）
12月	外国人材受入れ・共生総合的対応策の策定（在留管理基盤の強化）
2019年6月	デジタル・ガバメント閣僚会議：在留カードとマイナンバーカードとの一体化の検討（タスクフォース設置）
2020年3月	外国人雇用状況届出に在留カード番号を追加
12月	在留カード等読取アプリの無料配布開始
2021年3月	入管庁・情報システムと厚労省・外国人雇用状況届出情報がオンラインで結合
7月	乗客予約記録（PNR）分析のAI化
2022年6月	外国人との共生社会実現ロードマップ策定（5年間）

中長期在留者に係る在留期間の途中における在留情報の流れ

※現在、公的機関から中長期在留者に関する情報提供がなされているのは、市区町村及び厚生労働省



出典：「外国人労働者の在留管理について」2020年（入管庁）

在留管理基盤強化のシステム整備（面の管理へ）

対応方針

『受入機関データベースシステム』を新規に構築する。



受入れ機関単位での情報管理を行うシステムを構築することで外国人材の受入状況等を正確且つ継続的に把握する。

- 1, 受入れ機関単位での「在籍者情報」の管理
- 2, 受入れ機関情報の履歴・届出情報の管理
- 3, 届出手続のオンライン化

オンライン届出



受入れ機関



受入機関データベースシステムで
適正な在籍者情報を管理

今後のスケジュール

令和2年5月中から開発を開始し、令和4年3月
末までに開発を完了する予定。

出典：「外国人労働者の在留管理について」2020年（入管庁）

入管情報システムと雇用状況届出情報とのオンライン連携

(1) 厚労省・外国人雇用状況届出情報の法務省・入管庁への提供

～ 労働施策総合推進法第29条（特別永住者、外交、公用は対象外）

(2) 外国人雇用状況届出事項に在留カード番号を追加（2020年3月）

～ 労働施策総合推進法施行規則の改正

(3) 在留管理情報と雇用状況届出情報のオンライン化（2021年3月）

・ 厚労省は、毎日、外国人雇用状況届出情報を入管庁に送信

・ 入管庁は、毎日、厚労省から送信された情報と入管庁の情報を照合し、
両省庁の情報が一致しない者の情報を厚労省に送信。

また、未届が疑われる者の情報を抽出して厚労省に送信。

(4) 入管庁在留管理支援部・情報分析官

出入国管理&在留管理情報の収集・分析・統計等（10係、約30人体制）

在留カード等読取アプリケーション



正常な在留カードを読み取りました
Read a fully functioning residence card

改ざん検証結果 発行元検証結果
Falsification verification Issuer verification
✓ ✓

異常なカードを読み取りました
Read an abnormal card

改ざん検証結果 発行元検証結果
Falsification verification Issuer verification
✗ ✗

在留カード等の故障や偽造の可能性があります
次の相談窓口からご相談ください
相談窓口：
<http://www.moj.go.jp/isa/consultation/report/index.html>

The residence card may be damaged or forged
Please contact us from the following consultation counter
Consultation counter:
<http://www.moj.go.jp/isa/consultation/report/index.html>

- <2020年12月25日から無償配布開始>
- ・在留カード等の偽造・変造対策
 - ・外国人の明示的な同意が必要
 - ・パソコン or スマホで利用
 - ・パソコン：非接触型カードリーダー
 - ・アプリ：AppStoreやGooglePlayなどから
 - ・読取対象：在留カード & 特別永住者証明書

<問題点>

- ・外国人差別を助長する(疑いの眼)
- ・アプリの提供先は無制限(必要性がなくてもよい)
- ・目的外使用を制約できない
- ・人事管理請負業者等による外国人の個人情報の蓄積が可能となっている
- ・こうした手法による外国人管理は日本のみ?

在留カードとマイナンバーカードの一体化

- * 「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」
(2019年6月、デジタル・ガバメント閣僚会議決定)
 - ～ 在留カードとマイナンバーカードとの一体化について引き続き検討
 - 「在留カードの番号等の利用の在り方及び在留管理の電子化に関するタスクフォース」を設置
- * マイナンバーカードにより在留手続きのオンライン申請可能に (2022年3月)
- * 「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」 (2022年6月) 外国人材受入れ・共生関係閣僚会議
 - ～ 2025年度から一体化したカードの交付開始を目指す
- * 「外国人材受入れ・共生総合的対応策」 (2023年6月) 外国人材受入れ・共生関係閣僚会議
 - ～ マイナンバー制度と連携等して在留管理に必要な情報 (納税・社会保険料納付、身分関係) を効率的に取得
 - 入管庁において、在留管理に必要な情報を一元的に把握できる仕組みを構築するための検討を行う
- * 「入管法改定法案」 閣議決定・国会上程 (2024年3月)
 - ～ 在留カード&特別永住者証明書とマイナンバーカードとの一体化

<外国人住民のマイナンバーカード保有状況> (移住連・省庁交渉における総務省回答)

2023年9月末：1,636,993枚 (保有率約54.7%：同年1月1日外国人住民数2,993,839人に対して)

cf. 日本全体：90,915,526枚、保有率72.5%

一体化は任意と言えるのか？

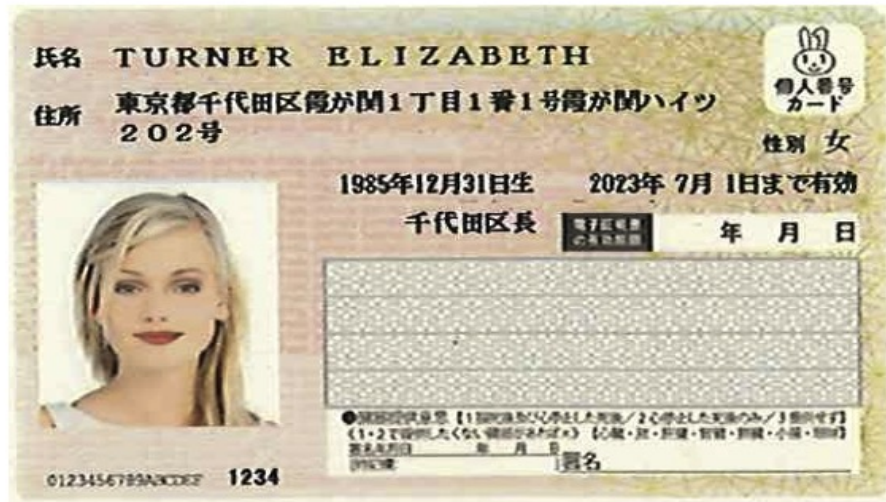
- 入管法改定案（第19条の15の2）では、一体化されたものを「特定在留カード」と言い、「申請することができる」として、一応、任意取得であるとしている。
- しかし、現在、政府は、マイナンバーカードと健康保険証の紐付けを強行し、任意であるはずのマイナンバーカードの保有を事実上強制しようとしています。
- このような政府の姿勢を考えると、在留カード及び特別永住者証明書とマイナンバーカードの一体化も、いずれ事実上強制することが大いに懸念されます。

常時携帯義務との関係は？

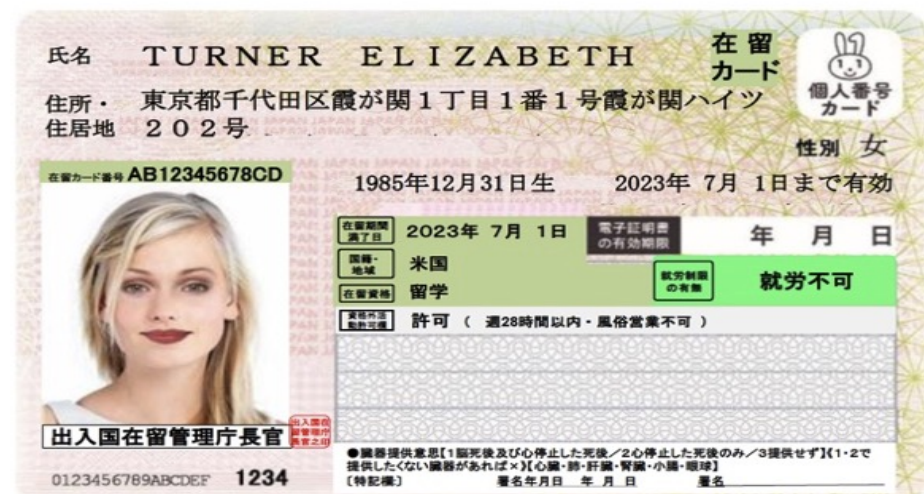
- 中長期在留者は、在留カードの常時携帯義務が課されているため、もし一体化したカードを持つと、マイナンバーカードを常時携帯せざるを得ません。
- 万一そのカードを紛失した場合は、個人情報漏洩につながる危険性は格段に高くなります。
- 紛失時には、現在のところマイナンバーカードは、在留カードのように即日交付はできず、再発行までに1ヶ月～2ヶ月の期間を要しています。そのため、常時携帯義務に反する状況が生まれることが憂慮されます。

個人情報情報は守られるか？

- 一体化されたカードは、入管庁が在留カード及び特別永住者証明書をベースにマイナンバーカード機能を追加することとなります。
- マイナンバーカードを提示する必要がある場合、一体化されたカードでは、通常のマイナンバーカードであれば記載されない在留に関わる多くの情報（在留カード番号、在留資格、在留期間、就労制限の有無、資格外活動許可、国籍・地域など）まで、不必要に相手方に伝わってしまいます。その結果、在留外国人への差別を助長しかねません。



(現行マイナンバーカード)



(特定在留カード)



強まる外国人への“監視”

公益社団法人 自由人権協会 旗手 明

<表> 外国人管理小史

1947	外国人登録令(最後の勅令)公布
1951	出入国管理令(ポツダム政令)公布
1952	外国人登録法公布(指紋押捺制度)
1993	永住者等の指紋押捺制度の廃止
2000	非永住者の指紋押捺制度の廃止
2003	犯罪に強い社会の実現のための行動計画 (非正規滞在者を5年間で半減)
	メール通報制度開始
2004	在留資格取消し制度新設
	スカイ・マーシャルの実施
	テロの未然防止に関する行動計画
2005	事前旅客情報システム(APIIS)の導入
	旅館業者による外国人宿泊客の本人確認の強化
	航空機・船舶等運送業者に乗客旅券確認の義務化
	ICパスポートの導入
2006	外国人入管当局への情報提供
	テロリスト認定の退去強制事由を追加
2007	日本版US-VISITの導入
	外国人雇用状況届出の義務化
2012	外国人登録法廃止
	改定入管法・改定入管特例法施行 (在留カード制度の導入、在留資格取消し事由の追加)
	改定住民基本台帳法(外国人住民)施行
2015	全旅客の乗客予約記録(PNR)導入
	出入国管理インテリジェンス・センター開設
	国際テロ情報収集ユニット発足
2016	ボディースキャナーの導入
	国際テロリスト等の顔画像データとの照合開始
2017	在留資格取消し制度の拡大

もしあなたがイスラム教を信仰していたら、警察の監視対象となり、尾行されたり、多岐にわたる個人情報収集されているだろう。もしあなたが技能実習生で、たまの休みに街中に出かけたら、警察官に呼び止められ、衆人環視の中、執拗な職務質問を受け、ボディチェックや持ち物検査を受けるかも知れない。

いま外国人の方々は、こうした息苦しいほどの監視の下におかれている。この特集では、外国人に対する監視の現状について、いくつかの側面から報告されている。しかし、外国人に対する監視はこれらに止まらない。

2001年9月のアメリカ同時多発テロ事件以降の国際的なテロ対策への傾斜の中、日本でも出入国管理の強化や外国人犯罪対策の名の下で、徹底した管理政策が取られてきた。さらに、09年の入管法改定により在留管理の一元化が図られ、在留外国人に対する緻密な監視が制度化された。

外国人管理小史

外国人を見知らぬ者(étranger)として、潜在的な敵国人や犯罪者として厳しい監視下におくことは、歴史的に珍しいことではない。しかし、近年は、情報化の進展もあり、国家による外国人個人への監視は、その精密度において従来には見られなかったレベルに達している。

そもそも外国人の管理は、国境を越える際の出入国管理と、国内での在留管理から成り立っている。戦後の出入国管理は、1951年に公布された出入国管理令(最後のポツダム政令)に始まるが、アメリカ移民法を母法としており、細分された在留資格と在留期間により、外国人のなしうる在留活動を制約してきた。

他方、在留管理の要をなしてきた外国人登録制度は、47年の外国人登録令(最後の勅令)からスタートした。戦後の外国人管理を象徴してきた指紋押捺制度は52年の外国人登録法に登場したが、55年の実施まで三度延期されたように、当初から抵抗が強かった。80年代には、在日韓国・朝鮮人を中心に指紋押捺拒否闘争が広がり、93年には永住者の指紋押捺が廃止され、2000年には指紋押捺が全廃された。

その後、外国人登録法は、09年の入管法改定に伴い廃止され、在留管理も入管法及び入管特例法に組み込まれるとともに、住民基本台帳法において「外国人住民」として扱われることとなった。

出入国管理の強化と外国人犯罪対策

(1) 犯罪対策としての

「不法滞在外者」排除

21世紀に入り、外国人管理として

まず実施されたのは、外国人犯罪対策である。これは、刑法犯認知件数が2002年に戦後最多となり285万件を超えるものとなったことを背景に、その原因の一つとして外国人犯罪が喧伝されたことがあった(17年は91.5万件で戦後最小)。その時期には、外国人犯罪に関する警察庁発表や歪んだマスコミ報道により、実態とは異なり外国人犯罪が「急増」「凶悪化」しているかのような社会的印象が浸透していた。

03年夏を曲り角として大きな政策的变化が起こり、同年10月には、東京都警視庁・東京入管局などが「首都東京における不法滞在外国人対策の強化に関する共同宣言」を出し、同年末には、内閣において「犯罪に強い社会実現のための行動計画」が策定され、「不法滞在者を5年間で半減させる」とする外国人犯罪対策が確立された。

その後の5年間で「不法滞在者」半減計画はほぼ達成され、04年1月現在で22万人弱であった「不法滞在者」数(最多は93年の30万人弱)は、18年初めには微増傾向にあるものの6.6万人まで減少している。このような「不法滞在者」に対する管理の徹底は他国において見られないものであり、日本という国がいかに外国人管理を徹底できるかを証明していると言えよう。

このとき同行動計画の一環として新設されたのが、いわゆる「メール通報制度」(佐藤報告)であり、現在も継続されている。また、この時期に駅の改札口や「不法滞在者」が集まりそうな宗教施設の近くで警察官などが見張っている光景がよく見られたが、これは現在も街中での職務質問(金報告)につながっていると言えよう。

(2) テロ対策としての

出入国管理強化策

アメリカ同時多発テロ以降、「対テロ戦争」を闘うアメリカに協力し自衛隊の海外派遣まで行う日本政府は、2004

年12月に「テロの未然防止に関する行動計画」を策定し、テロ対策の体系的な具体化を図った。

この行動計画に基づいて、あるいはそれに先行して、<表>04～07年にあるような対策が次々と実施された。とりわけ07年11月に実施された「日本版US-VISIT」は、アメリカに次ぎ世界で2番目に導入されたもので、入国時に顔画像と指紋(左右2指)を採取され、指紋押捺の形を変えた復活とも言うべきものとなっている。現在では、韓国、台湾、シンガポール、マレーシア、カンボジア、モンゴルなどにおいても導入されているようだ。

この時期に同じくテロ対策のもう一つの側面であり併行して実施されていたのが、「ムスリム監視」(林報告)である。この「プロファイリング捜査」では、08年時点ですでに対象者の何と98%(約7.2万人)について、多岐にわたる個人情報収集されていた。

出入国管理の強化はその後も続いており、20年の東京オリンピック・パラリンピックを控えて、<表>15～16年に見られるような対策が積み重ねられている。

在留管理の徹底と「偽装」滞在者対策

(1) 緻密な在留管理

出入国管理の強化に続くのは、在留管理の再編・強化であった。2005年に犯罪対策閣僚会議の下に「外国人の在留管理に関するワーキングチーム」が設置され、07年に提出された「検討結果」では、在留情報の一元的・継続的把握、在留カードの導入などが提案された。09年には入管法が改定され、同時に外国人登録法の廃止、「外国人住民」としての住民基本台帳への組み入れとともに、12年に実施された。同時に、出入国情報システムが更新され、ブラックリスト情報を含め外国人に関わる情

報の統一的な把握が可能となった。

非正規滞在者は、それまで外国人登録の対象であったが、新たな制度では対象外とされた。その結果、自治体や病院などが入管局の出先機関化する傾向にあり、非正規滞業者に認められてきたヒトとして最低限の行政サービス等も、實際上制限されるようになっている(安藤報告)。また、非正規滞業者への締め付けの厳しさが、入管局の収容施設での対応にも反映してか、長期収容の問題や仮放免者への「尋常ではない動静監視」につながっている(草加報告)。

(2) 「偽装」滞在者への監視の拡大

2003年以降の「不法滞在者」対策が一段落した08年には、「偽装」滞在者対策が打ち出された。これは合法滞業者を対象としており、偽装結婚や留学生の就労などをターゲットとしている。

この対策の主たる手段となっているのは、04年に新設された在留資格取消し制度である。その後、09年及び16年の入管法改定で取消し事由が追加・拡大され、入管局にとって使い勝手のよいものとなっている。また、取消し制度が適用できない場合でも、入管局には在留期間の更新を認めないという対応が可能だ。

ここでも留学生の管理において、大学等が入管局の出先機関化している(鈴木報告)。さらに、留学生等の就労状況をより正確に把握するため、厚生労働省の雇用状況届出情報と入管局の持つ情報との連携を密にすることも検討されている。

以上のように、外国人に対する監視は重疊的かつ緻密なものとなっており、その疑いの視線は徹底している。いまだに、外国人を「煮て食おうと焼いて食おうと勝手」という発想から抜け出ていないのであろうか。

“点”の管理から“線”の管理、そして“面”の管理へ ～とどまることのない外国人管理の強化～

自由人権協会理事／移住連運営委員 旗手 明

さる7月16日(土)午後、移住連(入管・共生施策会議)の主催によるシンポジウム「改定入管法・住基法施行から10年～「共生社会」の基盤は在留管理か?」がオンラインで開催された。

同シンポは、「点の管理」から「線の管理」へと、外国人管理の強化を企図した2009年改定入管法・住基法の施行(2012年7月9日)から10年を振り返り、外国人に対する管理監視の包囲網が着実に構築されてきている現状を再確認するとともに、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(2021年度改訂版)において「共生社会の基盤としての在留管理体制の構築」?とされた政府の外国人管理政策に対して市民社会から問題提起しようとするものであった。本特集は、同シンポの登壇者により執筆されている。

して外国人管理を法務省に集中＝一元化するとともに、居住地ばかりでなく、外国人の所属機関(雇用先・留学先等)に関する情報も把握することにより、個人単位での継続的な管理＝「線の管理」とすることであった。在留カードの真ん中には「就労制限の有無」が強調され、在留管理の主要課題が就労管理にあることを明らかにしている。

他方、特別永住者については、「特別永住者証明書」を交付するとともに、従来の「常時携帯義務」から解放した。

なお、入管法とセットで住基法も改定され、3ヶ月を超える在留資格を有する外国人(中長期在留者)と特別永住者は、外国人住民として住民基本台帳に登録され、住民票も作成されることとなった。

秋に東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定されたことを受けて、2010年代後半はテロ対策としての出入国管理の強化に重点がおかれた。

その後、2018年には、特定技能の創設に向けた入管法改定が議論される中、労働力不足への対応として外国人労働者が急増することを見越して、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」が策定され、その中で「在留管理基盤の強化」がうたわれ、再び在留管理の強化に向けたさまざまな施策が打ち出されることになった。そこには、増大する在留外国人に対処するため、「偽装滞在」する外国人をはじめ、在留外国人全体の状況をできるだけ詳細に把握しようとする意図が明確に見てとれる。

2009年入管法改定とは?

法務省は、当時、この改定は外国人の在留管理を「点の管理から線の管理へ」移行させるものであると説明していた。

これは、入管法上、法務省が行っていた在留管理が、入国時や在留資格更新・変更時等の機会にのみ限られており、他方、居住地の管理は外国人登録法に基づいて市区町村が行っていた状態を、「点の管理」と考えたのである。それは、在留資格に関わる管理は法務省、居住に関わる管理は自治体という、「二元的管理」でもあった。

入管法改定が目指したのは、外国人登録法を廃止し、「在留カード」を発行

改定入管法施行から 10年の歩み

2010年代前半は、改定入管法の施行を軸に在留管理の強化が中心となっていた外国人管理であるが、2013年

在留管理強化の主な手法

2009年入管法改定以降の在留管理手法の特徴点を挙げると、①数多くの届出義務を刑事罰で強制、②自治体や所属機関を入管の出先化、③雇用状況

2012年7月	外国人登録法廃止
〃	改定入管法・改定入管特例法施行(在留カードの導入、在留資格取消し事由の追加)
〃	改定住民基本台帳法(外国人住民)施行
2015年1月	全旅客の乗客予約記録(PNR)導入(35項目)
10月	出入国管理インテリジェンス・センター開設
12月	国際テロ情報収集ユニット発足
2016年10月	国際テロリスト等の顔画像データとの照合開始
2017年2月	在留資格取消し制度の拡大
3月	ボディースキャナーの導入(主要空港)

2018年10月	空港ターミナルビル一般区域での爆発物等検知システムの実証実験(羽田)
12月	外国人材受入れ・共生総合的対応策の策定(在留管理基盤の強化)
2019年6月	デジタル・ガバメント閣僚会議:在留カードとマイナンバーカードとの一体化の検討(タスクフォース設置)
2020年3月	外国人雇用状況届出に在留カード番号を追加
12月	在留カード等読取アプリの無料配布開始
2021年3月	入管庁・情報システムと厚労省・外国人雇用状況届出情報がオンラインで結合
7月	乗客予約記録(PNR)分析のAI化
2022年6月	外国人との共生社会実現ロードマップ策定(5年間)

届出情報と在留情報との連携、④在留資格取消し制度の拡大・活用などが挙げられる。

① 数々の届出義務

中長期在留者には在留カードが発行されるが、基本的に同カードの記載事項に変更があれば、14日以内の届出が必要とされている。また、所属機関の存在が在留資格の基礎となっている在留資格（入管法別表第一の二の在留資格及び教授・留学・研修）については、所属機関に関わる変更（名称所在地・離脱・移籍・消滅）については、所属機関に届出なければならない。他方、所属機関にも、外国人受入れの開始・終了及び受入れの状況に関する届出が努力義務とされた。

② 自治体等を入管の出入先化

住居地の変更などは、住基法上、市区町村に届け出ることになるが、在留カードとともに転入届・転居届を出すと、法務省へ住居地変更届をしたものとみなされる。つまり、住居地情報は、自治体から法務省に送られるのである。他方、法務省からは外国人の住民票の記載に関する情報が自治体に送られ、外国人本人が届け出なくても住民票に反映される。そのため、例えば、在留資格の変更、在留期間の更新、在留カード番号の変更などは、外国人本人が届け出する必要がなく、中長期在留者でなくなると、法務省からの通知に基づいて住民票が削除されることになる。つまり住民基本台帳が、在留管理制度の一環となっているのである。

③ 雇用状況届出情報と在留情報との連携

労働施策総合推進法に基づく外国人雇用状況届出（特別永住者及び外交・公用は対象外）は、2007年に義務化され、2020年には届出事項に在留カード番号が追加された。その後、2021年には入管庁の情報システムと厚労省

の雇用状況届出情報がオンラインで結合され、毎日、双方の情報が相互に送られ、各情報が一致しているかどうかチェックされる。これにより、留学生のアルバイトを含む外国人労働者に関する情報が密に連携され、精度の高い在留管理が実現する。

④ 在留資格取消し制度の拡大と活用

在留資格取消し制度は2004年に導入されたものであるが、2009年入管法改定に伴って取消し事由が追加され、さらに2017年には「当該在留資格に……掲げる活動を行なっておらず、かつ、他の活動を行い又は行おうと」した場合（5号）が新設された。

これと、以前からあった「当該在留資格に……掲げる活動を継続して三月以上行わないで在留している」場合（6号）の二つの取消し事由が、10ある事由の中で突出して該当者が多くなっている。最も取消し件数が多かった2020年でみると、取消し総数1,210件のうち5号が616件、6号が493件となっており、この二つで全体の9割を超えている。

どちらも在留資格本来の活動を行っていないことを理由とした取消しであり、在留資格取消し制度の主たる対象となっている。こうした取消しを可能にするには、外国人に対する日常的・継続的な監視・管理が必要となる。裏返して言えば、在留管理強化のアウトプットとして同制度が活用されているのである。

線の管理から面の管理へ

ここまでみてきた在留管理強化の当面の到達点として構想されているのが、入管庁における「受入機関データベース

システム」の構築である。これにより「受入れ機関単位での在籍者情報の管理」を実現することにより、外国人の受入状況等を正確かつ継続的に把握することが目指されている。

特に注目すべきは、「受入れ機関単位」という点である。

2009年の入管法改定が「点の管理から線の管理」を目指したとき、それはあくまで外国人を個人単位で把握することにとどまっていた。現在の段階は、個人単位から集団単位へ、つまり一定の組織に所属する外国人をまとめて管理することが目指されており、外国人管理を質的に変えようとするものである。これを私は「面の管理」と呼びたいと思う。

また、現在のところ情報のオンライン連携は入管庁・厚労省間であるが、今後は外国人に多少とも関係のある省庁間で広く共用されてくることも想定しておかなくてはならない。現在、入管庁の情報管理・分析は「情報分析官」に担われており、ほぼ30人体制となっているが、さらに、政府による個人情報管理の中核となりつつあるデジタル庁との連携も考えられる。

外国人管理の強化は、とどまるどころを知らない。その先にあるのは、外国人への疑いの視線ばかりが強まる日本社会のいびつな姿である。そして、外国人管理の強化は、日本人を含む管理強化とも無縁ではない。

「外国人労働者の在留管理について」（入管庁）2020年

